

平成29年度 第12回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年2月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 平成29年度第12回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名  
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

| 出 | 欠 | 席番 | 氏名    | 備考 |
|---|---|----|-------|----|
| ○ |   | 1  | 蕪澤芳子  |    |
| ○ |   | 2  | 佐藤新一  |    |
| ○ |   | 3  | 渡邊正一  |    |
| ○ |   | 4  | 櫻井信夫  |    |
| ○ |   | 5  | 大塚和子  |    |
|   | ○ | 6  | 小幡悦男  |    |
| ○ |   | 7  | 中澤正規  |    |
| ○ |   | 8  | 桜井誠   |    |
| ○ |   | 9  | 森山行雄  |    |
| ○ |   | 10 | 森山武郎  |    |
| ○ |   | 11 | 酒井浩   |    |
| ○ |   | 12 | 松田敏彦  |    |
| ○ |   | 13 | 佐藤正喜  |    |
| ○ |   | 14 | 桑原正文  |    |
| ○ |   | 15 | 渡邊弘義  |    |
| ○ |   | 16 | 佐藤廣治  |    |
| ○ |   | 17 | 富永虎良  |    |
| ○ |   | 18 | 小西正春  |    |
| ○ |   | 19 | 上村喜久雄 |    |

(事務局)

| 出 | 欠 | 氏名   | 備考 |
|---|---|------|----|
| ○ |   | 米山真里 |    |
| ○ |   | 穴沢優子 |    |
| ○ |   | 高橋智也 |    |

平成29年度

## 第12回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成30年2月27日

| 日程 | 議案番号  | 付議事件   |
|----|---|--|
|    |   | 開会宣言 13時30分  |
| 1  |   | 報告事項<br>会務報告<br>部会報告   |
| 2  |   | 議事録署名委員の指名について<br><br>17番 富永 虎良 委員<br><br>18番 小西 正春 委員   |
| 3  | 報告第1号<br>報告第2号<br>報告第3号   | 農地貸借の合意解約について<br>農地法第3条の3第1項の規定による届出について<br>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(2歳未満の転用)について  |
| 4  | 議案第1号<br>議案第2号<br>議案第3号<br><br>議案第4号<br><br>議案第5号<br>議案第6号<br>議案第7号 | 農地法第3条の規定による許可申請について<br>農地法第3条許可処分取消申請決定について<br>農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について<br>農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について<br>農地法の適用を受けない事実確認の決定について<br>農用地利用集積計画意見決定について<br>事業計画変更承認申請の承認について |
| 5  |   | その他<br><br>閉会宣言 14時35分   |

# 平成29年度第12回魚沼市農業委員会総会議事録

平成29年度第12回魚沼市農業委員会総会は、平成30年2月27日魚沼市広神コミュニティセンター3階講堂に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（米山事務局長）

お忙しい中、皆様ありがとうございます。そして、今日は総会后、農業政策等の研修会を予定しております。農地利用の最適化の推進の委員の皆様、3名もおいでいただいて、傍聴もあります、ご参加いただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席者は6番小幡悦男委員の1名、出席者は18名ということになりますので、よろしく願いいたします。魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成29年度第12回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、上村会長から挨拶をいただきます。お願いいたします。

（時刻は13時30分）

上村会長

（挨拶）

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、まず日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

菑澤芳子委員

皆様には全国農業委員会女性協議会が行いましたベストレシピグランプリにアクセスしていただきまして、大変ありがとうございました。1月10日東京に行って、どういう状況だったということで見せてもらったら7位で、これは大変だった帰ってきて、それから皆さんにお願いしたような形でベストグランプリにはちょっと当選はしなかったんですけど、特別賞をいただきました。その特別賞は私達魚沼市農業委員会がこのベストグランプリに応募しようとした動機って言うんでしょうか、こういう活動に対して参加しようっていったのが、私たちが食育活動でぬか釜体験を各小学校にしている中で、そういう中でその活動を皆さんに知っていただきたいことと、それに付随するって言うんですか、同じような米消費拡大に向けてって言うことで、この私たち魚沼市が応募した、そのためにこの米粉のお焼きって

うのをつくって応募いたしました。なので、料理がいいとかじゃなくて、特別賞の内容がその遊休農地の解消、また農地の利用の最適化、地産地消、食育等、農業委員会の活動の活性化に役立ったり、由来している活動について取り組んでみようということで、取り組みました。特別賞をいただいたということで大変うれしく思っておりますし、皆さんからのまたご協力をいただいてそこまで押し上げていただいたんだなと思っております。本当にありがとうございました。

#### 議 長（上村会長）

ただいま会務報告がありました。その中で2月7日に魚沼市長、関係機関、地域農業リーダーの意見交換会ということで例年開催しているんですけども、私も出席しました。そんな中でこの会を運営しています農業指導士会の会長の森山さんから堀之内地区の人でタラの芽を栽培しているというんですけども、今まで栽培しているところ、タラの芽を栽培している農地が大体10年前後になるとタラの芽も病気が発生しやすくなるというようなことで、何とか魚沼市管内でこのそれらを植えられる農地がないだろうか、もしある様であれば紹介してもらえないか、情報を流してもらえないかというような依頼がありました。私どもも、農業委員会も最終的には出し手と借り手ということの中の料金設定ということになると思えますけれども、その前段として農業委員並びに地区にも推進委員がいるから、もし情報があったら吸い上げてお繋ぎしますという話をしてあります。そんなことで適当な農地があるようでありましたら、事務局に皆さま方も一つ情報提供をお願いしたいと思っております。ただ、なかなかタラの芽ですので、本来湿地じゃなかなかだめで、今水田の状態だとなかなかタラの芽が栽培できない、どっちかと言えば畑地で荒れているような場所というような形である程度判別がやっぱり1畝、2畝じゃとても大変だから、ある程度まとまったところでなければちょっとなかなか難しいなという話はしていたんですけども。情報がありましたらひとつぜひ事務局のほうに繋げていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

皆様方からそのほか質問・ご意見ないでしょうか。

また、蕪沢さん大変ご苦労様でございました。魚沼市の知名度がまた上がろうと思ひます。大変ご苦労様でございました

（特になし）

なければ次に進めさせていただきます。部会報告ということで、まず第1地区部会、部会長お願ひいたします。

#### 第1地区部会副会長（森山行雄委員）

報告事項はありません。

#### 第2地区部会会長（桑原正文委員）

第2地区部会も特にありません。

#### 第3地区部会会長（佐藤正喜委員）

第3地区部会もありません。

#### 第4地区部会会長（渡邊弘義委員）

特にありません。

広報部会長（中澤正規委員）

次回の農業委員会だより発行に向けて本日部会を予定しております。また皆様方のほうから情報提供をいただきたいと思いますので、具体例として挙げたいものがありましたら農業委員会事務局までお寄せいただきたいと思います。お願いします。

議長（上村会長）

それでは、以上で日程1、報告事項については終了させていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

続いて、日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任していただけますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号17番富永虎良委員及び議席番号18番小西正春委員の両名を指名いたします。

## 農地貸借の合意解約について

議長（上村会長）

それでは、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書2ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）」について今月は11件の届出がありました。詳細については事前配付のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第1号については、事務局の説明のとおり事前配付ということです。目を通していただけたと思いますが、内容について質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の5ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は7件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、市内の方が今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

次に、日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書6ページをお願いします。

報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は2件の届出がありました。

|       |      |        |                      |
|-------|------|--------|----------------------|
| 整理番号1 | 申請人  | *****  |                      |
|       | 申請地  | *****  | 畑 182 m <sup>2</sup> |
|       | 転用目的 | 農機具格納庫 |                      |

|       |     |       |  |
|-------|-----|-------|--|
| 整理番号2 | 申請人 | ***** |  |
|-------|-----|-------|--|

申請地      \* \* \* \* \* 畑 29 m<sup>2</sup>  
転用目的 農作業所

議 長（上村会長）

報告第3号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」については、整理番号1番及び2番について、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書7ページをお願いいたします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は所有権移転売買4件、贈与1件、賃借権の設定6件、使用貸借権の設定3件、合計14件です。

整理番号1 申請地      \* \* \* \* \* 田ほか3筆 合計 1,874 m<sup>2</sup>  
譲渡人      \* \* \* \* \*  
譲受人      \* \* \* \* \*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で \* \* \* \* \* 円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は健康上の理由により、耕作が困難なことから譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は、大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地      \* \* \* \* \* 田ほか2筆 合計 1,400 m<sup>2</sup>  
譲渡人      \* \* \* \* \*  
譲受人      \* \* \* \* \*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で \* \* \* \* \* 円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は県外に居住しており、耕作が困難なことから譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は、以前より申請地を耕作しており大型機械は所有していませんが、経験年数は十分あるため、作業委託等により今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。



整理番号3 申請地 \*\*\*\* \* 畑 681 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\* \*

譲受人 \*\*\*\* \*

権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\* \*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は県外に居住しており耕作が困難なことから譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* \* 田ほか1筆 合計 591 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\* \*

譲受人 \*\*\*\* \*

権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\* \*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲受人は5年程前に新規就農しましたが、自宅近くに農地を取得することでさらに経営規模の拡大を考えていたところ、譲渡人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、作業委託等しながら今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 申請地 \*\*\*\* \* 田ほか15筆 合計 11,479 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\* \*

譲受人 \*\*\*\* \*

権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は県外に居住しており耕作が困難であり、譲受人は以前より申請地を耕作してきましたが農地法第3条第2項第2号の農地所有適格法人としての要件を満たしていることから所有権移転贈与の申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号6番から14番までは関連がありますので、まとめて説明させていただきます。

整理番号6 申請地 \*\*\*\* \* 田 905 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\* \*

譲受人 \*\*\*\* \*

権利種別 賃借権設定 \*\*\*\* \*円/10a

整理番号7 申請地 \*\*\*\* \* 田ほか2筆 3,506 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\* \*

譲受人 \*\*\*\* \*

権利種別 賃借権設定 \*\*\*\* \*円/10a

整理番号8 申請地 \*\*\*\* \* 田ほか3筆 合計 3,803 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\* \*

|         |      |         |                      |                         |
|---------|------|---------|----------------------|-------------------------|
|         | 譲受人  | *****   |                      |                         |
|         | 権利種別 | 賃借権設定   | *****円/10a           |                         |
| 整理番号 9  | 申請地  | *****   | 田ほか 2 筆              | 合計 4,595 m <sup>2</sup> |
|         | 譲渡人  | *****   |                      |                         |
|         | 譲受人  | *****   |                      |                         |
|         | 権利種別 | 賃借権設定   | *****円/10a           |                         |
| 整理番号 10 | 申請地  | *****   | 田ほか 4 筆              | 合計 4,096 m <sup>2</sup> |
|         | 譲渡人  | *****   |                      |                         |
|         | 譲受人  | *****   |                      |                         |
|         | 権利種別 | 賃借権設定   | *****円/10a           |                         |
| 整理番号 11 | 申請地  | *****   | 田 770 m <sup>2</sup> |                         |
|         | 譲渡人  | *****   |                      |                         |
|         | 譲受人  | *****   |                      |                         |
|         | 権利種別 | 賃借権設定   | *****円/10a           |                         |
| 整理番号 12 | 申請地  | *****   | 田ほか 3 筆              | 合計 2,133 m <sup>2</sup> |
|         | 譲渡人  | *****   |                      |                         |
|         | 譲受人  | *****   |                      |                         |
|         | 権利種別 | 使用貸借権設定 | 5 年間                 |                         |
| 整理番号 13 | 申請地  | *****   | 田ほか 1 筆              | 合計 4,897 m <sup>2</sup> |
|         | 譲渡人  | *****   |                      |                         |
|         | 譲受人  | *****   |                      |                         |
|         | 権利種別 | 使用貸借権設定 | 5 年間                 |                         |
| 整理番号 14 | 申請地  | *****   | 田ほか 3 筆              | 合計 1,825 m <sup>2</sup> |
|         | 譲渡人  | *****   |                      |                         |
|         | 譲受人  | *****   |                      |                         |
|         | 権利種別 | 使用貸借権設定 | 5 年間                 |                         |

申請の理由は、譲渡人が高齢等で耕作できないため、\*\*\*\*\*が水稻やソバ等を作付けするため、申請があったものです。なお、\*\*\*\*\*への貸し付けということで、\*\*\*\*\*への貸し付けとなりますので、解除条件付きの貸借契約となっております。

以上、整理番号 1 番から 5 番までは、議案書に記載のあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。整理番号 6 から 14 番につきましては、議案書に記載のあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、農地法第 3 条第 3 項各号にある解除条件などが設定されておりますので、こちらも要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第 1 号につきまして、事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査、補足説明ありましたらお願いいたします。

#### 佐藤新一委員

整理番号1番・2番・4番ですが、今週か、23日から25日にかけて対面ということでお話を聞いてきました。結果のほうはほとんど事務局の説明のとおりでございました。以上です。3件ともです。

#### 佐藤廣治委員

整理番号3番ですが、借受人からはもう数カ月前から話を聞いておりました。それと、現地は私の出身の場所ですのでよく承知しております。それと、貸付人については25日の日に接触をしまして、その申請どおりであることを確認しております。

それから、整理番号10番・11番ですが、貸付人は同一世帯のお父さんと倅さんであります。25日の日に面談をいたしまして、話を聞いてきました。近くの耕作者を探しておったんですけども、なかなか高齢の方が多くて借地期間が長くしていただけないってことはできないので、\*\*\*\*\*を選択をしたと、こういう話でございました。申請どおりでございますので、よろしく申し上げます。

#### 桜井 誠委員

整理番号5番ですが、2月の22日にまず\*\*\*\*\*のほうに行ってお話を聞いてきました。既に\*\*\*\*\*さんという方は高倉地区に住んでおられず、子供達も地元のほうに戻ってくるようなことはないということで、自分たちの財産整理をしたいということで、今までやってきてもらっている多分\*\*\*\*\*のほうに田んぼのほうを贈与というような形になったそうです。多分\*\*\*\*\*のほうも従業員を雇ってやっているらしく、これからも問題なくやっていけると思いますので、よろしく申し上げます。

それと、整理番号6番・7番・8番につきましては、今までの耕作者が高齢になったということで、なかなか人の田んぼまでやっていかなくなったということで、今回\*\*\*\*\*さんをお願いするというふうなことで決まったらしくあります。これも問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

#### 小西正春委員

整理番号9番・12番・13番・14番ですが、これも同じことの様ですが、耕作者が高齢化してきた中で周りはほとんど\*\*\*\*\*がしているもので、このしょも周りと同様に\*\*\*\*\*をお願いするというのでございました。また、\*\*\*\*\*はこの分畑等もありますが、これについてはソバ・ブロッコリーで対応するというような話でございました。以上です。

#### 議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明のとおりということで特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、初めに所有権移転売買に関する整理番号1番・2番・3番・4番について、

申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、所有権移転贈与に関する整理番号5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、賃借権設定、賃借権に関する整理番号6番・7番・8番・9番・10番・11番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、賃借権設定、使用賃借権に関する整理番号12番・13番・14番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から14番まで異議なしと認め、申請どおり許可することといたします。

## 農地法第3条許可処分取消申請決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第2号「農地法第3条許可処分取消申請決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の11ページをお願いします。

説明の前に議案書の訂正をお願いいたします。整理番号1番・2番ともに合計の欄の記入が漏れておりましたので、記入をお願いいたします。整理番号1番の合計欄は1筆で107㎡、整理番号2番の合計欄は2筆で134㎡となります。

それでは、説明をさせていただきます。日程第4議案第2号「農地法第3条許可処分取消申請決定」についてですが、今月は2件となっております。

申請人が同一ですので、まとめて説明をさせていただきます。

|       |         |   |       |          |
|-------|---------|---|-------|----------|
| 整理番号1 | 申請地     | *****   | 田     | 107㎡     |
|       | 譲渡人     | *****   |       |          |
|       | 譲受人     | *****   |       |          |
|       | 権利種別    | 所有権移転   | 売買    | *****円/坪 |
|       | 取消申請の理由 | 所有権の移転の原因を本来「交換」とすべきところを「売買」としてしまったため取消申請があったもの |       |          |
| 整理番号2 | 申請地     | *****   | 田ほか1筆 | 合計134㎡   |
|       | 譲渡人     | *****   |       |          |
|       | 譲受人     | *****   |       |          |
|       | 権利種別    | 所有権移転   | 売買    | *****円/坪 |
|       | 取消申請の理由 | 所有権の移転の原因を本来「交換」とすべきところ                         |       |          |

ろを「売買」としてしまったため取消申請があったもの

整理番号1番・2番ともに平成29年11月11日付で申請があり、平成29年12月25日の総会で指令魚農委第61号及び指令魚農委第62号許可処分が決定したものです。取消の理由といたしまして、所有権の権利移転の原因を本来「交換」とすべきを「売買」としてしまったため、双方から取消の申請があったものです。今後につきましては、交換で再度申請される予定です、以上です。

議長（上村会長）

議案第2号について、事務局の説明が終わりました、内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

酒井 浩委員

私わからないので教えていただきたいんですが、本来交換とすべきところを売買としてしまったということなんですが、売買であれば必ずこの会で決議取られると思うんですが、その時に地区担当のヒアリングっていいですか、あれはどうだったんでしょうか。

事務局（穴沢副参事）

ご相談があった時に売買っていうふうにお聞きしましたので、売買にして申請をいただいたんですけども、許可が下りまして登記をする段階になりましたら、司法書士さんと打ち合わせをしているうちに交換というふうに最初に、司法書士さんとはそのような予定を相談していたようです。本人は売買でも交換でも同じだったようなお話をされていまして、ちょっと認識が自分であまり交換と売買のところの違いとか、そういうところがなかったようです。結局交換なので一旦取消をして、そしてもう一度交換ということで申請したいという申し出がありまして、それで取消ということで申請がありました。

議長（上村会長）

よろしいでしょうか。当初は地区担当委員にもそういった売買という話をしてあったということのようです。その後許可が下りた段階で本人も第三者もそれがちょっとおかしいということでこういった取消申請があったというようなことでご理解いただきたいと思います。

酒井 浩委員

はい、わかりました。

議長（上村会長）

いずれにせよ、今後交換ということで再度申請するという事だから、その時期はまだはっきり言っていないということですね。

事務局（穴沢副参事）

そうですね。一応予定としては3月の総会でというふうなことを聞いております。

議長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

(特になし)

それでは、特にないようですので、採決を取ります。議案第2号「農地法第3条許可処分取消申請決定」についての整理番号1番並びに2番については申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、申請どおり許可することといたします。

## 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の12ページをお願いします。

議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は1件です。

|       |      |   |   |                    |
|-------|------|---|---|--------------------|
| 整理番号1 | 申請地  | *****   | 田 | 372 m <sup>2</sup> |
|       | 農地区分 | 第一種農地   |   |                    |
|       | 申請人  | *****   |   |                    |
|       | 申請概要 | 隣接する工場用地と一体利用                                     |   |                    |
|       | 転用目的 | 資材置場兼駐車場敷地  |   |                    |
|       | 判断理由 | 申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。 |   |                    |

申請地は、\*\*\*\*\*地内の農地です。申請者は鉄骨加工業を営んでおります。資材置場及び駐車場近くの土地を利用しておりますが、往来に不便なため、工場に隣接した申請地を利用したく、この度申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第3号について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

松田敏彦委員

この土地に対しては、道路が真ん中に1本通っているんですけど、実際この方は資材置場に非常に苦労しているというようなことで何とかここを活用したいというようなことでその土地、私も前から知っているんですけど、現在雪があって入れないんですけども、資材置場としてはいいんじゃないかというふうに思いました。以上です。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見等のある方はご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」についての整理番号1番については、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の13ページをお願いします。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は2件です。

|       |      |  |    |                    |
|-------|------|--|----|--------------------|
| 整理番号1 | 申請地  | *****  | 田  | 216 m <sup>2</sup> |
|       | 農地区分 | 第三種農地  |    |                    |
|       | 権利種別 | 所有権移転  | 売買 | *****円             |
|       | 譲渡人  | *****  |    |                    |
|       | 譲受人  | *****  |    |                    |
|       | 申請概要 | 借地契約終了に伴う通路敷地の付け替えのため  |    |                    |
|       | 転用目的 | ゲレンデ整備車敷地への通路  |    |                    |
|       | 判断理由 | 申請地周辺には水道管、下水道管が埋設されている8,2mの道路があり、申請地の500m以内に*****中学校と*****小学校があるため。 |    |                    |

申請地は、\*\*\*\*\*地内の農地です。ゲレンデ整備車敷地への通路として利用している既存道路は借地であり、本年借地契約満了で返却しなければならず代替の通路を北側に設けたく、この度申請があったものです。

なお、申請地については、平成29年12月26日付で農振除外の許可済みであります。

|       |      |       |    |                    |
|-------|------|-------|----|--------------------|
| 整理番号2 | 申請地  | ***** | 田  | 321 m <sup>2</sup> |
|       | 農地区分 | 第二種農地 |    |                    |
|       | 権利種別 | 所有権移転 | 贈与 |                    |
|       | 譲渡人  | ***** |    |                    |
|       | 譲受人  | ***** |    |                    |

申請概要 雪捨て場及び資材置場が必要なため  
転用目的 雪捨て場及び資材置場  
判断理由 申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

申請地は、\*\*\*\*\*地内の農地です。隣接する譲受人の自宅及び作業所の雪捨て場及び資材置場として利用したく、この度申請があったものです。

なお、現地は昭和 50 年頃から譲受人の亡くなった父親が雪捨て場及び資材置場として利用しており、始末書が提出され、追認の案件となります。

議長（上村会長）

議案第 4 号につきまして、事務局の説明に続いて地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号 1 番ですが、この案件につきましては、申請代理人\*\*\*\*\*行政書士から連絡を受けまして、譲渡人、譲受人双方に対して聴取した結果事務局の説明のとおり相違ありませんので、ご承認よろしく申し上げます。

中澤正規委員

整理番号 2 番ですが、現地確認しましたが、雪のため現地は鮮明には分かりませんが、ただいま事務局説明のとおりであり、補足事項はありません。以上です。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号 1 番について、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、整理番号 2 番について、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」については、整理番号 1 番並びに 2 番について異議なしと認め、許可相当に決定し県に進達することといたします。

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続きまして、議案第 5 号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。



事務局（高橋主任）

議案書 14 ページをお願いします。

議案第 5 号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は 5 件です。

整理番号 1 番から 3 番までが関連ありますので、最初に説明させていただき、整理番号 4 番と 5 番もまとめて説明させていただきます。

|        |        |   |         |                       |
|--------|--------|---|---------|-----------------------|
| 整理番号 1 | 申請地    | *****   | 田ほか 1 筆 | 合計 520 m <sup>2</sup> |
|        | 新地目    | 保安林   |         |                       |
|        | 申請者    | *****   |         |                       |
|        | 非農地の原因 | 平成 29 年 7 月に発生した豪雨災害により現地への乗入道も荒廃し、農地として復元することが困難なため。 |         |                       |
| 整理番号 2 | 申請地    | *****   | 田       | 581 m <sup>2</sup>    |
|        | 新地目    | 保安林   |         |                       |
|        | 申請者    | *****   |         |                       |
|        | 非農地の原因 | 平成 29 年 7 月に発生した豪雨災害により現地への乗入道も荒廃し、農地として復元することが困難なため。 |         |                       |
| 整理番号 3 | 申請地    | *****   | 田ほか 2 筆 | 合計 997 m <sup>2</sup> |
|        | 新地目    | 保安林   |         |                       |
|        | 申請者    | *****   |         |                       |
|        | 非農地の原因 | 平成 29 年 7 月に発生した豪雨災害により現地への乗入道も荒廃し、農地として復元することが困難なため。 |         |                       |
| 整理番号 4 | 申請地    | *****   | 田       | 1,180 m <sup>2</sup>  |
|        | 新地目    | 保安林   |         |                       |
|        | 申請者    | *****   |         |                       |
|        | 非農地の原因 | 昭和 54 年頃より耕作されていないため、山林化しており農地として復元することが困難なため。        |         |                       |
| 整理番号 5 | 申請地    | *****   | 田       | 1,466 m <sup>2</sup>  |
|        | 新地目    | 保安林   |         |                       |
|        | 申請者    | *****   |         |                       |
|        | 非農地の原因 | 昭和 54 年頃より耕作されていないため、山林化しており農地として復元することが困難なため。        |         |                       |

議長（上村会長）

議案第 5 号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので採決に入ります。「農地法の適用を受けない事実確認の決定」についての整理番号1番から5番までは申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。  
異議なしと認め、決定することといたします。

## 農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の15ページをお願いします。

日程第4議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

|         |    |             |
|---------|----|-------------|
| 利用権（設定） | 件数 | 56件         |
|         | 筆数 | 308筆        |
|         | 面積 | 216,361.00㎡ |

なお、詳細につきましては事前配付のとおりです。

続きまして、所有権移転ですが、議案書の32ページをお願いします。  
今月は売買1件です。

|       |             |        |       |
|-------|-------------|--------|-------|
| 整理番号1 | 所有権を移転する農用地 | *****  | 田179㎡ |
|       | 所有権を移転する者   | *****  |       |
|       | 所有権の移転を受ける者 | *****  |       |
|       | 売却価格        | *****円 |       |

利用権設定並びに所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第6号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。  
異議なしと認め、決定することといたします。

## 事業計画変更承認申請の承認について

議長（上村会長）

続きまして、別刷りで日程第4議案第7号「事業計画変更承認申請の承認」についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（高橋主任）

すみません、1件漏れがありましたので、本日追加議案として第7号での配布させていただきました。

「事業計画変更承認申請の承認」について、説明させていただきます。今月の申請は1件となっております。

|       |        |                               |
|-------|--------|-------------------------------|
| 整理番号1 | 当初計画者  | *****                         |
|       | 申請地    | ***** 田ほか1筆 合計5,907㎡          |
|       | 当初計画目的 | 砂利採取                          |
|       | 変更転用目的 | 砂利採取期間の延長（一時転用）               |
|       | 申請理由   | 事業の遅れから砂利採取期間をH30.6.30まで3カ月延長 |

申請地は、\*\*\*\*\*地内、\*\*\*\*\*市との境近くの農地となります。平成28年8月24日付け魚振農第167011号にて一時転用として、平成30年3月31日まで砂利採取を行う計画でしたが、事業の遅れから平成30年6月30日まで3カ月間計画の延長をしたい旨、この度事業計画変更の承認申請がこの度あったものです。

議長（上村会長）

事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

桑原正文委員

ただいまの事務局の説明のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第7号「事業計画変更承認申請の承認」について申請どおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、承認することといたします。

## その他

事務局（穴沢副参事）

- ・ 農業者年金新規加入者の報告、農業者年金加入推進へのお願い、農業者年金加入推進記録簿記入について

議長（上村会長）

それでは、本日提案の報告、また議案それぞれの事項については慎重審議をいただきました。全て終了いたしました。ありがとうございました。

（時刻は 14 時 35 分）

上記会議の内容は、平成 29 年度第 12 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---